

諮問第3号

富士見市国民健康保険税の賦課限度額の改定について

平成26年8月7日提出

富士見市長 星野信吾

諮問理由

富士見市国民健康保険税の賦課限度額について、改定する必要性が生じたため諮問するものです。

## 賦課限度額の状況

### ●当市の賦課限度額

医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
470,000円	120,000円	90,000円

### ●地方税法における賦課限度額の変遷

年度	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
H20	470,000円	120,000円	90,000円	680,000円
H21	〃	〃	100,000円	690,000円
H22	500,000円	130,000円	〃	730,000円
H23	510,000円	140,000円	120,000円	770,000円
H24	〃	〃	〃	〃
H25	〃	〃	〃	〃
H26	〃	160,000円	140,000円	810,000円

### ●県内40市の賦課限度額(金額別)

賦課限度額	市数	市名(西部11市は朱書き)
810,000円	1	越谷市
770,000円	17	川越市、川口市、行田市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、深谷市、入間市、朝霞市、和光市、久喜市、八潮市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市
760,000円	1	蕨市
750,000円	2	加須市、新座市
730,000円	9	熊谷市、鴻巣市、上尾市、草加市、戸田市、北本市、三郷市、吉川市、さいたま市
720,000円	1	幸手市
710,000円	1	所沢市
690,000円	2	志木市、白岡市
680,000円	4	羽生市、桶川市、富士見市、蓮田市
650,000円	1	狭山市
610,000円	1	秩父市

⇒当市の賦課限度額は県内他市よりも低い状況であることが分かります。また、平成26年度に法定限度額は上がっており、越谷市のように追隨する市が相当数あると思われるため、さらに差が開いてしまう恐れがあります。

### ●県内40市の賦課限度額(市別)

(金額単位:円)

市名と賦課額順位	賦課限度額		モデルケース 賦課額増減
	H20	H26	
35 富士見市	680,000	680,000	0
1 川越市	600,000	770,000	170,000
2 熊谷市	680,000	730,000	50,000
3 川口市	610,000	770,000	160,000
6 行田市	680,000	770,000	90,000
7 秩父市	590,000	610,000	20,000
8 所沢市	680,000	710,000	30,000
9 飯能市	680,000	770,000	90,000
10 加須市	680,000	750,000	70,000
11 本庄市	680,000	770,000	90,000
12 東松山市	680,000	770,000	90,000
14 春日部市	680,000	770,000	90,000
15 狭山市	650,000	650,000	0
16 羽生市	680,000	680,000	0
17 鴻巣市	680,000	730,000	50,000
18 深谷市	680,000	770,000	90,000
19 上尾市	680,000	730,000	50,000
21 草加市	680,000	730,000	50,000
22 越谷市	680,000	810,000	130,000
23 蕨市	660,000	760,000	100,000
24 戸田市	680,000	730,000	50,000
25 入間市	590,000	770,000	180,000
27 朝霞市	680,000	770,000	90,000
28 志木市	680,000	690,000	10,000
29 和光市	590,000	770,000	180,000
30 新座市	680,000	750,000	70,000
31 桶川市	630,000	680,000	50,000
32 久喜市	680,000	770,000	90,000
33 北本市	680,000	730,000	50,000
34 八潮市	680,000	770,000	90,000
36 ふじみ野市	640,000	770,000	130,000
37 三郷市	680,000	730,000	50,000
38 蓮田市	680,000	680,000	0
43 坂戸市	650,000	770,000	120,000
46 鶴ヶ島市	680,000	770,000	90,000
47 日高市	680,000	770,000	90,000
85 白岡市		690,000	
89 幸手市	680,000	720,000	40,000
92 吉川市	680,000	730,000	50,000
400 さいたま市	680,000	730,000	50,000

## 賦課限度額の見直し

### 案①

賦課年度	地方税法	賦課項目	賦課限度額	合計	調定増見込額	合計
H27	H26基準	医療給付費分	510,000円	810,000円 (+130,000円)	+22,431,578円	+49,133,257円
		後期高齢者支援金等分	160,000円		+20,411,692円	
		介護納付金分	140,000円		+6,289,987円	

賦課限度額世帯数		
589	⇒	530
744	⇒	459
744	⇒	623

※調定増見込額および世帯数は平成25年度（平成26年4月30日賦課データ）比となります。

### 案②

賦課年度	地方税法	賦課項目	賦課限度額	合計	調定増見込額	合計
H27	H23基準	医療給付費分	510,000円	770,000円 (+90,000円)	+22,431,578円	+38,473,037円
		後期高齢者支援金等分	140,000円		+11,581,923円	
		介護納付金分	120,000円		+4,459,536円	

賦課限度額世帯数		
589	⇒	530
744	⇒	566
744	⇒	648

※調定増見込額および世帯数は平成25年度（平成26年4月30日賦課データ）比となります。

### 案③

賦課年度	地方税法	賦課項目	賦課限度額	合計	調定増見込額	合計
H27	H22基準	医療給付費分	500,000円	730,000円 (+50,000円)	+17,041,516円	+25,103,328円
		後期高齢者支援金等分	130,000円		+6,255,947円	
		介護納付金分	100,000円		+1,805,865円	

賦課限度額世帯数		
589	⇒	545
744	⇒	637
744	⇒	702

※調定増見込額および世帯数は平成25年度（平成26年4月30日賦課データ）比となります。